

四万十町教育委員会会議録（令和5年11月定例会）

1. 日 時 令和5年11月13日（月）午前9：00～午前11：30

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

3. 出席者

教育長	山脇光章					
教育委員	横山順一	谷口和史	野中裕子	西谷史		
事務局	教育次長	浜田章克				
	生涯学習課	課長 味元伸二郎				
	学校教育課	課長 長森伸一	副課長 東孝典			
		対策監	中川千穂			
	教育研究所	所長 野村泰子				
	政策監	大元学				
	室長兼館長	大河原信子	次長 西尾洋亮	主査	嶋岡茉美	

4. 傍聴者

0名

5. 日 程

(1) 開会

(2) 教育長あいさつ

(3) 会議録署名委員の指名（西谷委員）

(4) 議題

- ① 議案第1号 指定校区外就学申請の取り扱いについて
- ② 議案第2号 指定校区外就学申請の取り扱いについて
- ③ 議案第3号 指定校区外就学申請の取り扱いについて
- ④ 議案第4号 指定校区外就学申請の取り扱いについて
- ⑤ 議案第5号 指定校区外就学申請の取り扱いについて
- ⑥ 議案第6号 指定校区外就学申請の取り扱いについて
- ⑦ 承認第1号 専決処分の承認について

(5) 協議事項

なし

(6) 報告事項

- ① 文化的施設について
- ② 高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査（四万十町）について（前回の補足）
- ③ 令和4年度 生徒指導上の諸課題について（四万十町の現状）

(7) その他

- ①生涯学習課関係事業について

6. 議 事

教育長 : それでは、ただ今より令和5年11月定例会を開催します。

日程4、議題の前に、日程6 「報告事項 ①文化的施設について」を文化的施設整備推進室より、報告説明を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

(推進室より、その他 ①文化的施設について、説明する。)

教育長 : ありがとうございます。経過と現状については、なかなか、議会側からの回答も含め進展が見えてこないところがあります。議会の動きとして、意見書要望団体についてへの回答は、10月中の回答は無理だという返答はありましたが、その後、文書での回答や意見交換会については、明後日の全員協議会で決まるわけですか。

大元政策監: 議会の対応については、こちらで把握している状況をもう少し詳しくお伝えしておきたいと思います。議会に対する意見書への回答をどうするかというところでは、各委員会、総務常任委員会、産業建設常任委員会、各委員会でそれぞれ協議をしていたので、その結果をもとに11月1日の議会運営委員会で話が行われました。傍聴はさせていただきましたけれども、それぞれ委員会からまとめた答えを発表して、議会運営委員会としてまとめた状況を聞いています。質問が色々あったかと思いますが、執行部で検討すべきじゃないかというところで、議会としての回答というのはなかったというふうに思います。最終的に今度の全員協議会でその対応を決定していくということになってくるのではないかと思います。意見交換会もやるべきではないかという話が出ておりましたけれども、それについても全員協議会で、決定するというので、現時点では何も決まっていないと思います。ただ、文書での回答はするという話はしておりましたので、何らかの回答は各団体に行くとは思いますが、回答の内容の案を議会が取りまとめている状況にあると思います。

教育長 : 現状の報告をさせていただきましたけれども、なかなか現段階で、同じものを再提案できるような雰囲気、現状ではない、見通しが立たない状況で今年度については休止状態が続くのではないかという、行政内部での意見なり判断です。これがもし、来年度の予算立てていくとしたら、3月議会になります。3月議会と同じものを計画立てて、建設費を上げたとしても、そこまでに何らかの合意形成をしてやれなければ難しいとなると合併特例債の期限も迫る中、有利な財源も活用できないということにもなります。この打開策については、いわゆる事務レベルを通り越した、政治的な関係も出てこようかと思います。教育委員会としても非常に悩ましいところで、町長部局の推進室でずっとやってきていただいた件ですけども、教育委員会としてもいろいろ反省すべきところは反省し、前へ進めたいという気持ちが大いなのですが、なかなかそこに向けて動き行動もできないような状況です。何かご意見ございませんでしょうか。

西谷委員 : すごく楽しみにしていたことの一つでもあったので、私がすごい胸が痛いぐらい思いをしています。何十倍も関わった方たちの気持ちをすごいお察しします。私も周りの声とかを聞くことがあって、本当に賛成だけでも言えない部分があったので今回、自分の気持ちとは反する意見だったり、一人一人の声を聞いたら、そういう声がすごく多くて、こんな素晴らしい施設が建つのを反対する声のほうが少ないという意見のほうが多かったんですけども、色んなしがらみとかがあったりする中で、どうしたらいいだろうかという話のときに、規模さえもうちょっと小さくできたらとい

う声もあったり、いろんな声をただ聞くだけしかできなかったんです。100円、200円のお金が動くわけじゃないので、諦めずに、また頑張りましょうと一言で言える話じゃないと思うので、本当に図書館にしても美術館にしても、子どもの居場所になる施設としても楽しみなことしかなかったもので、周りの声を聞いたら、諦めるべきことじゃないんじゃないかなと、でも、どうしていったらいいのかといっても、大きな案はないんですが、このままだったら平行線なので、すり寄っていく意見交換だったり、無理か、できるかだけじゃない選択肢もいっぱいあると思うので、ここまで頑張ってきたのに諦めるのは悔しいしつら過ぎるので、すり寄り、議員の声の真相だったり、そこで人間同士、分かり合えないことはないと思うので、諦めずに素晴らしい案をどうにか現実のものにできるのが絶対、来るのだというのだけは確信しているので、体を壊さないように、落ち込むと思いますが、今、すごいつらい気持ちでいっぱいやと思うのですが、そこだけお伝えしたくて言わせてもらいました。

教育長：ありがとうございます。図書館、美術館は、教育委員会管轄です、教育委員会としても行政的責任者、計画責任者として、これが議会、そして住民、直接請求された方にまだ届いてない、規模だけコストだけの議論になっているのが非常に悲しいというか悩ましいところです。

大元政策監：お気遣いただきありがとうございます。いくつか話が出てきた中で、規模を縮小するとか、そういった妥協案といいますか、折衷案みたいなところもっていう話もありましたけども、できればこの後、報告、生涯学習課からしてもらえたらと思いますが、先日、社会教育委員会が開かれました。その中でも規模の話、どうすべきかという、社会教育委員会、社会教育施設としてどうあるべきかというこの話も出ましたので、そういった内容も、この教育委員会の場でお伝えいただければと思います。そういった場でも出てきている中で、規模を仮に見直すとしても、どこまで見直すのかというのは分からない状態で、そもそも見直すべきではない、これが我々として必要な規模だということもお伝えしてきた中では、なかなか急に設計を見直しという話にはならない状況にあります。その中で、今みたいな、本来、財源の問題でどうこうということではないかもしれませんが、大きな事業費をかけてやる中では財源というのも大事になってきますので、なかなか難しい判断をせざるおえない状況にあるということではご理解いただきたいと思います。

一方で、教育長も言われたように、そもそも図書館、美術館の課題があって、それについては、教育委員会の所管で、この事業が、仮にこのまま中止ということになれば、いったんお返しをして、あらためて図書館、美術館をどうするのかという話になります。そのときには美術館については財源もない中でどうするのかという話になってきます。そこは、いま一度、皆さんで考えていく必要があると思います。もう一つ、すり寄っていくという話で、ある程度、賛成派、言い方が悪いですが、賛成派、反対派という中でどういった話をして前向きに進めていくのかという中では、報告させていただきたいと思いますが、女性によるまちづくりを考える会の方から意見書が両方に出てきています。この代表の方と先日、お話をさせていただきました。何を言いたいかという話だったんですが、新聞にも載っていたように、これからのことを賛成、反対なしに、みんなでまとまって、議会もいる、町長もいる、もちろん教育長も、教育委員会も出ないといけないと思います。そこに賛成派も反対派も、町民もみんなが集まって1回、話をしませんかと、そういう場を私たちは望んでいるんですということでしたけれども、こちらからは、教育委員会所管の5団体からは、あくまでも5団

体といった理解をさせてもらいたいという要望を出しているかと思いますが、いったんはそこでやらないと、次になかなか進めない状況にあらうと思います。これまでやってきた、つくってきたものを否定されているわけですので、そこはなぜだということを議会に問わないと、自分たちは進めないということを聞いています。そこはいったんは、5団体と議会がやった上で、その後、町長が入るとか、女性の会も入っていただくとかして、次の前向きな話はそこで次の段階としてすればいいと思いますけれども、一旦は、議会と5団体と話をしていくべきかと思っています。そこを私たちは、待っている状況ですので、議会との意見交換が終わらなくなかなか先へ進めないという状況にあると思います。

合わせて、女性の会の、議会、町長、それから反対する5団体や建築業協会といった方々と、自分たち女性の会、全体でとにかくやったらいいんだということで、町長と、行政と話をしたということを言われていました。全体で集まってやればそれでいいんですけども、もし議会でやらない、意見交換はやりませんか、あるいは町長は呼びませんという話になれば、町長は町長で別に女性の会と1回お話をさせてくださいという要望は受けています。そうなった場合には、教育委員会も一緒に行っていただいて、女性の会と行政というお話もまたしていくことにはなろうかと思いますが、その一つ手前で5団体と議会というのを1回、手順を踏んでおかないとなかなか、その先、進めない状況にあると思います。

教育長 : 教育委員会関係も含め5団体の意見、建築業協会、設備業協会の意見書要望が出て、その後、さっきの女性の会ですかね、から、女性によるまちづくりの会はどんな会なのか分かりませんが、そこから、直接請求された代表者の方ですけど、そこにもあるように、一緒に協議をしませんかということの、中身を見たら、今までの適正な規模、将来の子どもたちに負担を残さない、そんな議論をしても、これまで結局、続いているというか、こちらも相当、説明もさせていただきゆうところで、議論がかみ合うかなという話にもなりかねませんが、要は、明後日の全員協議会で議会側がどのように回答なり返答するのか。先ほどもありましたけど、これは議員個々の判断なので、議会として総意の回答ができないとか、適正な規模なり、専門家ではないので出せないとか、それは行政側が、執行部側が出してくることだとかいう議員さんの声は上がってましたけど。ただ単に感情論で否決された、含め、なかなか、前向きな話になりづらいのが現状で、非常に悩ましいところ。

谷口委員 : 議会の運営委員会まで傍聴してきた経緯があるんですが、先ほどの女性の会ですか、その人たちの話し合いは、僕も1団体の一つで署名していますので、あの人たちには結局、ビジョンがない。要するに図書館を50%、3分の1ぐらい、いわゆるお金は3分の2ぐらいかけて、造ったらどうかという非常にアバウトな意見しかないわけですよ。構想がないわけです。結局、その人たちと話をしても話は折り合うとはない。我々は現状の町に合った、町を基礎にして要素にして、それから導き出した金額と規模を出しているわけですから、それをどうのこうのと言われても、非常に困るし、そんなに具体的に出せとは言わないけども、もう少し自分達のビジョンというものを出して、それから話をしないと、ただ安ければいいというふうに僕達は捉えているし、それでは話がかみ合うわけがないし、僕らとしては、話し合いたいと思わない。

それと、この間、運営委員会で感じたんですが、いわゆる議会で契約書の議案を否決した理由に、ある議員が言った3点の反対討論をしています、いわゆる法律で言えば、それは無効ですということで、この間、話をしたときに反対意見の議員から動

揺があった。いわゆる客観的に見て、反対の理由にならないものをあなたたち議会が提出した。いわゆる感情的に反対したということで、感情で反対してはいけませんということで、仙台高裁の訴訟で否決されて、それが妥当でないという判断をされています。それに抵触するわけですので、そこで動揺している部分はあったように見えます。あの人たちは、感情に走っているわけですので、全員協議会の話の中でも、いわゆる住民投票の議案に対して反対されたので、その話にしたとかいう議員も、図らずも議場でそういう発言をしている。だから、どうだということでもないけども、多少なりともそういう動揺はあるので、どう判断するかは僕らも、変わらないとは思いますが、前よりは、法律的解釈に基づいてすれば駄目な反対をしたということで議員がどれだけ立ち返って姿勢を正してくれるかどうかということで見てるところあります。先週、月曜日ですか、建設協会、高幡地区建設協会が27社ありますが、そこが、いわゆるそういう議決をされたら困ると、我々の生活を奪うような行為は困ると意見書を出しております。それによって、どういうふうに動くか、それは様子見しているわけですが、それがどのように、その人たちに訴えるかどうか、そこは計り知れないところがありますが、その2点によってどういうふうに変ってくるかを今、様子を見ているところです。

教育長：　こういう意見要望書が出てきて議員個々としてどういうふうを受け止めているのかも見えてこないところもあります。この前の社会教育委員会でも、ある委員は今の議会の議員の発する言葉は適切でないということでは言われてました。特に社会教育施設としての機能、役割を果たしてもらわないといけなし文化的施設ですので、この意見も、委員もいろいろおありですけども、その声が反対否決された議員個々に届くのかどうか、なかなか難しいところでもあります。教育委員会としても、教育委員会が議会議員に個々に会うことはなかなかできないと思いますけども、今の段階では全員協議会を見守るしかないというのが今の現状です。他、何かございませんでしょうか。いいですかね。

それでは、今日は報告事項として説明もさせていただきました。明後日の全員協議会も踏まえ、今後の動きについては大きく変化なりした場合はまた、個別に委員に連絡をさせていただきます。引き続き、この件については今後の教育のみならず、魅力あるまちづくりに向けた案件でございますので、こういう方向については、共通認識の下、教育委員会としても前向きに協議進めていきたいという方向の確認だけさせていただきます。それでは、以上で文化的施設についての報告事項を終わります。推進室の皆さん、ありがとうございます。

大元政策監：　特に大きな動きがあったら、さっき教育長言われたように、また連絡もするということでしたけど、特になければ12月議会直前の定例の教育委員会に次はなろうかと思えます。また教育委員会事務局と話をしながら、いろいろと情報共有させていただきます。

教育長：　お願いします。

また、先ほどの件については生涯学習課長、推進室と密に連絡、よろしく申し上げます。

日程4、議題に移りたいと思います。追加で配付していただきました会議資料をご覧いただきたいと思います。「承認第1号 専決処分の承認について」を議題とさせていただきます。事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局により、承認第1号 専決処分の承認について、
を説明する。)

教育長 : ただ今、承認第1号について提案理由の説明がありました。住所地変更なしの区域外就学の協議について、教育委員会同士の協議についての専決処分の案件です。

何かございませんでしょうか。

それでは、「承認第1号 専決処分の承認について」は原案のとおり承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続きまして、「議案第1号 指定校区外就学申請の取り扱いについて」を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局により、議案第1号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、を説明する。)

教育長 : ただ今、議案第1号についての説明がありました。指定校区外就学の申請です。事由にも書かれていますが、現在、2年生のお子さんのところ1人です、学年1人ということもあって、前々から保護者の考えもあったようです。昨年来からこういう案件が出てきております。まさに少人数のところの学級、学年より少し多い規模のところを求める保護者の、事由として申請が上がってきてくる案件があります。今後も出てくる可能性もあります。質問、ご意見等ございませんでしょうか。

横山委員 : 保護者の方の考えというか、子どもをこういったところへ行かしたいというような考えが強いのでしょうか。5年生と2年生ですが、子どもの考えとか、子どもが望んでいるとか、そういうことは書かれていないので分かりませんが、そこは親も多分、しっかりした方だと思うので、そういう話を家庭で話をしながら、申請してくれていると思いますが、それでしたら心配はないとは思いますが。

長森学校教育課長 : 特に2年生が1人という現在の状況で、何をしても、限界を感じているとか、相談する相手も友達もいないということがすごい不安に感じていて、本人も不安に感じていてというのを保護者からは聞いたことがあります。5年生については、3人いるので、直接は聞いたことはないですが、2年生の1人学級というのが非常に親子ともに不安に思っているというのは聞いたことがあります。

教育長 : 横山委員が言われたように、保護者の思いはあるとして、実際、お子さんが1人から、3人から今度6年生で35人の1クラスに入っていく。下の子もね。そのときの対応については、保護者もしっかり認識はしているとは思いますが、その辺も是非、保護者にも伝えていただいたらと思います。お子さんが大人数になったときの、まず1学期間は、そこも含めまた学校にもお伝えもして、来年度の学級編成、学級運営についても配慮すべきところは配慮しないといけませんので、そこは学校教育課長、よろしくをお願いします。

それでは、「議案第1号 指定校区外就学申請の取り扱いについて」は説明があったとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、「議案第2号 指定校区外就学申請の取り扱いについて」を議題といた

します。事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局により、議案第2号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、を説明する。)

教育長 : ただ今、説明がありましたが、ここで小休止とります。

(小休止)

教育長 : 正常に戻したいと思います。

他、ご意見等ございませんでしょうか。「議案第2号 指定校区外就学申請の取り扱いについて」は説明のあったとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続きまして、「議案第3号 指定校区外就学申請の取り扱いについて」を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局により、議案第3号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、を説明する。)

教育長 : ただ今、説明がありました。この件について何かございますでしょうか。現在の1年生のお兄さんも昨年度、承諾をしている案件です。

それでは、「議案第3号 指定校区外就学申請の取り扱いについて」は説明のあったとおり、本申請について承認をすることに同意いただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。それでは、休憩を取ります。

(小休止)

教育長 : それでは、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

「議案第4号 指定校区外就学申請の取り扱いについて」を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局により、議案第4号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、を説明する。)

教育長 : この件について何かございませんでしょうか。よろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、「議案第4号 指定校区外就学申請の取り扱いについて」は説明がありましたとおり、本申請の承諾について了解してよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続きまして、「議案第5号 指定校区外就学申請の取り扱いについて」を議題といた

します。事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局により、議案第5号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、を説明する。)

教育長 : ただ今、説明がありました。別表のナンバー7に該当するということも含め、31ページには家庭状況で留守家庭というところが分かるような表記をしていただき、申請者から見た続柄は祖母ですよね。その統一した様式で書いていただかないと、教育委員の皆さんが分かりづらいところがありますので、確認等をよろしくをお願いします。この児童については現在、●●保育所ですかね。

長森学校教育課長 : ●●保育所に在籍しているということです。確認しています。

教育長 : ●●校区に3名いる中で●●小学校への入学者が減るところです。この件について何かございますでしょうか。●●小学校の統合の時期がいつということは決まっていますが、継続協議の中で統合するのではないかという予想の下、保護者も考えていると思います。よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

野中委員 : この承諾書や在職証明書が、ある人とない人がいますがどうしてですか。

浜田教育次長 : 保護者から出てきている、32ページにある協議書については16ということで出てきていた関係で、在職証明書が必要がないという取り扱いで、いったん受け取っています。ただ、教育委員会としては7番の留守家庭対策が基準に合うということでお認めいただく準備をしていますので、決定通知を出すまでに在職証明書等の書類は整えたいと思います。

教育長 : よろしいですか。最初、16で出てきた関係です。

長森学校教育課長 : 証明書は取り寄せるようにします。

教育長 : 他、ございませんでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、「議案第5号 指定校区外就学申請の取り扱いについて」は説明のあったとおり申請について承諾してよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 次に行きたいと思います。「議案第6号 指定校区外就学申請の取り扱いについて」を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局により、議案第5号 指定校区外就学申請の取り扱いについて、を説明する。)

教育長 : ただ今、説明がありました。承諾承認の基準のナンバー14、保護者は14で出されてたということですかね。それを16に変更したことは何らか要因とかがあれば、教育的見地、家庭状況、保護者の意向がわかればお願いします。

長森学校教育課長 : 同じような理由で、他にも16で承認をしているので、ここも合わせて、この事例は16に該当するという理由で統一させて16で承認いただきたいと思っています。

教育長 : 保護者は、同じ保育所の児童と一緒に教育環境で学ばせたいという理由でいるとかで14番を選択されていると思います。今回の議案については、これまで同様に16での承諾基準ということで審議を願いたいというところです。この件について何かご

ございますでしょうか。よろしいですかね。

全委員 : はい。

教育長 : それでは「議案第6号 指定校区外就学申請の取り扱いについて」は説明のあったとおりの申請を承諾してよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続きまして、日程5、協議事項はございません。日程6、報告事項に移りたいと思います。「報告事項② 高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査（四万十町）について（前回の補足）」及び「報告事項③ 令和4年度 生徒指導上の諸課題について（四万十町の現状）」この2点を報告事項とさせていただきます。それでは、事務局より報告、説明をお願いいたします。

（事務局より、報告事項② 高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査（四万十町）について前回の補足）及び報告事項③ 令和4年度 生徒指導上の諸課題について（四万十町の現状）、説明する。）

教育長 : ただ今、報告がありました。生徒指導上の諸課題について、1ページ目の下段ですけど、令和5年7月の新規の不登校については、7月現在で10日以上ですね。

中川対策監 : 10日から19日以上、それから20日から29日以上、30日以上ということで三つ上がってきています。

教育長 : 7月はまだ1学期なので10日以上ですね。年間では30日以上が統計上、不登校、長期欠席の中身、不登校で上がってきます。先ほどの2枚目、3枚目については令和4年度の実績の四万十町版の調査結果というところです。この件について何かご質問等、気付いた点等あればお願いをいたしますが。暴力行為については令和3年度が突出していたところもあって、また調査対象の事案の変更もあって、令和4年度以降は少ない案件になっています。いじめの認知件数についても下がってはいますが、全国平均よりは高いというところで、しっかり先生方も見取っていただき、不登校の児童生徒数は減ってはいますが、新規が出ているという現状です。今後また、新しく小学校1年生、それから中学校1年生を迎えます、来年度は、できるだけ減っていただくことを願っております。現在、こういう状況ですので、また参考にさせていただきたいと思います。

以上で報告事項を終わりたいと思います。

それでは続いて、その他に移りたいと思います。「その他① 生涯学習課関係事業について」を事務局よりお願いします。

（事務局により、その他① 生涯学習課関係事業について、を説明する。）

教育長 : ただ今、2件報告がありましたけど、何かございますでしょうか。是非、20歳を迎えられるお知り合いの方がいましたら町内に住所がある方は分かりますが、町外、県外に出られている知り合いの方がおったら、生涯学習課に連絡、周知もお願いをします。他、その他ございませんでしょうか。

次回は、議会の関係もあります。12月5日を予定しております。12月5日の火曜日を予定しています。年が明けて1月2日が20歳の集い、1月は16日で予定をお願いします。定例の教育委員会です。その前に1月12日に新任の教育委員との研修会が高知であります。次回、12月5日というところで予定をよろしく願いをしまして、本日の日程を全て終了させていただきます。閉会をいたします。ありがとうございました。

(閉会)

12月の定例委員会予定	令和5年12月 5日 (火)
1月の定例委員会予定	令和6年 1月16日 (火)

教育長 _____

署名人 _____

